

広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十三号

##### 広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

第一条 広島障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第6条関係)

入 校 願 書

(略)

(ふりがな)	(略)	(略)	写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面, 無 帽, 無背景。出願 前 <u>6</u> 月以内に撮影 したもの。写真裏 面に氏名を記入)
氏 名	(略)		
生 年 月 日	(略)		
(略)			

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号 (第6条関係)

入 校 願 書

(略)

(ふりがな)	(略)	(略)	写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面, 無 帽, 無背景。出願 前 <u>3</u> 月以内に撮影 したもの。写真裏 面に氏名を記入)
氏 名	(略)		
生 年 月 日	(略)		
(略)			

(略)

注 (略)

第二条 広島障害者職業能力開発校規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
訓練課程	訓練科	普通	訓練課程
普通	(略)	Webデザイン科	(略)
OAビジネス科	(略)	OA事務科	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
訓練期間	入校定員	訓練期間	入校定員
(略)	(略)	(略)	(略)
定員	総定員	定員	総定員
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。